

「10年年金」ここだけは知っておきたい！！

今年の8月から今まで受け取るために25年必要だった年金期間が10年に短縮されました。多くの方が年金を受け取りやすくなりましたが、期間が短ければ、受け取る年金は少ないですし、遺族基礎年金、障害基礎年金の要件は従来どおりと変わりませんのでポイントをおさえておきましょう。

★老齢年金の受給に必要な資格10年期間

保険料を納めた期間 + 納付を免除・猶予された期間 + 合算対象期間*
<年金額> ○ ○ (一部) ×

*1986年3月以前に会社員の配偶者だった期間 学生だった期間、海外在住期間など

- ①例えば、8月に受給権が発生する場合、支払いは偶数月の10月からになります。
- ②加給年金や振替加算も、条件を満たせば受け取ることができます。

★年金額は納付期間で決まります

納付期間	40年	年約78万円	(月約6.5万円)
	30年	年58.5万円	(月4.9万円)
	20年	年39万円	(月3.2万円)
	10年	年19.5万円	(月1.6万円)



★年金額を増やす方法

- 任意加入・・・60歳以降も納付する。(65歳まで可能)
- 後納・・・納付し忘れた分を5年以内に納める。
- 追納・・・免除・猶予されていた分を10年以内に納付する。
- 繰り下げ・・・受け取り開始66歳以降に、1ヶ月単位で遅らせる。

★不明な点があれば年金事務所に問い合わせしていただくのが最良です。

- 公的年金は原則もらい始めれば亡くなるまで受け取れます。
- 人生100年時代を迎えている今、多くの年金をうけとる工夫をするのが得策でしょう。